

公共事業再評価調書（再々評価）

所管課：道路街路課

1 事業概要 (整備目的)	事業名：都市計画道路3・2・10号豊見城中央線(高安工区)街路事業	前再評価年度：令和3年度							
	事業種別：街路事業	事業主体：沖縄県	(H24～R8)						
	事業箇所：豊見城市	根拠法令：都市計画法	事業期間：H24～R12						
	(5,478) 総事業費(百万円)：6,008	費用内訳：補助 9/10	事業量：L=660m W=30m						
	当該路線は、豊見城市中心部と那覇市を連結し、豊見市の骨格を形成する幹線街路として重要な路線である。しかし、現道は幅員が狭く、また、豊見城市を含め南部圏域から那覇都心部への流入路線となっており、交通が集中し交通渋滞が慢性化している状況である。 そのため、道路拡幅改良し交通渋滞の緩和と安全で快適な歩行者空間の形成を図るものである。								
	1-2 前再評価以降の計画変更	・事業期間の変更を行った。 ・事業費の変更を行った。							
2 再評価該当項目	<input type="checkbox"/> ① 再評価後一定期間(5年)を経過 <input type="checkbox"/> ② 事業の中止 <input checked="" type="checkbox"/> ③ その他(事業期間と事業費の見直し)								
3 再評価に至った主な要因 (具体的理由)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 用地取得の困難 <input type="checkbox"/> ② 調査・設計の困難 <input type="checkbox"/> ③ 事業の拡大 <input checked="" type="checkbox"/> ④ 予算の確保 <input type="checkbox"/> ⑤ 手続き・法令の問題 <input type="checkbox"/> ⑥ 他事業との関係 <input type="checkbox"/> ⑦ 整備効果の問題 <input type="checkbox"/> ⑧ 当初計画が長期間 <input type="checkbox"/> ⑨ その他() ・補償内容に対する不満等で、用地取得が難航したため。 ・一括交付金が減額傾向にあり、予算の確保が困難なため。								
4 事業の進捗状況 (R7.3末時点)	項目	事業費(百万円)	整備延長(m)	用地取得(千m ²)					
	計画	6,008	660.0	10.9					
	実施済	2,905	60.0	4.4					
	率	48%	9%	40% 33%					
4-2 前再評価以降の主な進捗	・任意交渉により用地取得を促進した。 ・難航地権者について、土地収用法による収用裁決を申請中。								
5 事業効果の評価指標 (検討年 年) (基準年 H) (単位: 百万円)	① 走行時間短縮 ② 走行経費低減 ③ 交通事故減少 総便益 基準年換算(B)	35,870 3,150 600 39,620 14,525	① 事業費 ② 維持管理費 総費用 基準年換算(C)	5,473 150 5,623 5,810					
	費用便益比 (B/C) = 14525 / 5810 = 2.5								
6 事業を巡る状況の変化 (前再評価以降)	① 社会・経済：・豊見市の人口・世帯数が年々増加しており、令和2年度に対して人口は約1.5%の増加、世帯数は7.5%増加している。 ② 地元・自治体：・令和5年3月に豊見城市街路事業の饒波川線(4工区)が新規事業化された。 ③ 利害関係者：特になし								
7 事業の必要性・効率性	① 事業の必要性・緊急性・有効性など： 当該路線の沿線付近においては、商業施設や小学校、高等学校があるが、現道の歩道幅員が狭小な状況で危険であるため、快適な歩行空間の形成を図る必要がある。 また当該路線は事業中の他工区を含め交通渋滞が慢性化しており、地域の経済活動の支障となっている。そのため、当該路線の主要渋滞箇所である豊見城交差点の整備を早急に進めることにより、渋滞緩和を図る必要がある。 ② 事業の効率性(代替案等の可能性やコスト縮減)： 豊見城中央線の真玉橋工区～4工区と本工区を連結させることで国道329号と主要地方道の奥武山米須線が4車線道路でつながり、ネットワーク機能の強化等が図られる。さらに、豊見城交差点以西では、東風平豊見城線道路事業が実施中である。以上より、現計画で事業を推進する。 ③ 事業効果の発現状況： 未整備のため、事業効果は発現されていない。								
8 今後の対応・見通し	① 事業計画等：主要渋滞箇所である豊見城交差点に早期着手し、令和12年度までに全線の完成を目指す。 ② 対住民関係：一部補償交渉が難航している地権者がいるが、任意交渉と並行し土地収用法に基づく取得も視野に入れた対応を進めている。 ③ 執行体制等：現体制で取り組む。								
9 対応方針	<input checked="" type="checkbox"/> ① 事業継続(現計画) <input type="checkbox"/> ② 事業継続(見直し) <input type="checkbox"/> ③ 事業の中止								
10 その他 (前再評価での主な意見等)									